

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成20年10月 第1回訂正分)

株式会社リニカル

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年10月7日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年9月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集株式数の727,000株から50,000株への変更及び募集の条件、ブックビルディング方式による売出し株式数1,373,000株（引受人の買取引受による売出し1,100,000株・オーバーアロットメントによる売出し273,000株）から1,180,500株（引受人の買取引受による売出し1,020,000株・オーバーアロットメントによる売出し160,500株）への変更及び売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成20年10月7日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

< 欄内の記載の訂正 >

「普通株式」の「発行数(株)」の欄：「727,000」を「50,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

2. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

3. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成20年9月24日開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシュアオプション、第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますので、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

平成20年10月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成20年10月7日開催の取締役会において決定された払込金額（850円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「発行数(株)」の欄：「727,000」を「50,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,050,515,000」を「42,500,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「617,950,000」を「28,750,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「発行数（株）」の欄：「727,000」を「50,000」に訂正。
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,050,515,000」を「42,500,000」に訂正。
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「617,950,000」を「28,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（1,000円～1,300円）の平均価格（1,150円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 仮条件（1,000円～1,300円）の平均価格（1,150円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は57,500,000円となります。

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「850」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,000円以上1,300円以下の価格といたします。
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年10月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（850円）及び平成20年10月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 引受価額が発行価額（850円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビー シー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>50,000</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成20年10月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	<u>50,000</u>	—

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（平成20年10月16日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数の一部を引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,137,028,000」を「52,900,000」に訂正。

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「17,000,000」を「13,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,120,028,000」を「39,900,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(1,000円～1,300円)の平均価格(1,150円)を基礎として算出した見込額であります。平成20年10月7日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額39,900千円については、同日付で決議された第三者割当増資の手取概算額上限84,169千円と併せ、オフィスの移転、内部統制強化に向けたシステム投資に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の記載の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「1,100,000」を「1,020,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,870,000,000」を「1,173,000,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「東京都千代田区九段北1丁目8-10 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 114,000株」を「東京都千代田区九段北1丁目8-10 大和SMB Cキャピタル株式会社 114,000株」に訂正。

「大阪府松原市阿保2丁目88-10 秦野 和浩 40,000株」、「大阪府茨木市沢良宜東町8-30-104 高橋 明宏 20,000株」、「兵庫県尼崎市武庫之荘6丁目1-32-409 三橋 正伸 20,000株」を削る。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「1,100,000」を「1,020,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,870,000,000」を「1,173,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件(1,000円～1,300円)の平均価格(1,150円)で算出した見込額であります。
4. ～6. 省略
7. エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社は、平成20年10月1日付で大和SMB Cキャピタル株式会社に商号変更しております。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄外注記の訂正>

5. 引受人は、引受株式数の一部を、引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。また、これとは別に、引受人は、引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「273,000」を「160,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「464,100,000」を「184,575,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「273,000」を「160,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「464,100,000」を「184,575,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年10月27日から平成20年11月21日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、金融商品取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプション、第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,000円～1,300円)の平均価格(1,150円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプション、第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、80,000株を上限として、当社株主より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエオプション」という。）を、平成20年11月21日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。当社は、平成20年9月24日及び平成20年10月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 <u>80,500株</u>
募集株式の払込金額	<u>1株につき850円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成20年11月26日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪市淀川区宮原四丁目1番6号 株式会社三井住友銀行 新大阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件グリーンシュエオプションの行使及び第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日（売買開始日）から平成20年11月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を減じた株式数については、グリーンシュエオプションの行使を優先して行い、その残数については、本件第三者割当増資による株式の割当による充当を行う予定であります。

そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

< 欄外注記の訂正 >

5. 平成20年7月15日に国内の製薬会社の米国進出を支援することを目的として、当社は米国に全額出資子会社であるLINICAL USA, INC. を設立しております。なお、平成20年9月25日において当該子会社の資本金が300千USドルとなり、これは当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当該子会社は当社の特定子会社に該当することになりました。

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

「(14) 調達資金の用途について」の項目削除

第3【設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】（平成20年8月31日現在）

- (1) 重要な設備の新設等

< 欄内の記載の訂正 >

「設備の内容」欄「本社事務所拡充」の「資金調達方法」欄：「増資資金」を「増資資金、自己資金」に訂正。
「設備の内容」欄「東京オフィス移転」の「資金調達方法」欄：「増資資金」を「自己資金」に訂正。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

注記事項

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(子会社の設立)</p> <p>平成20年4月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月15日付にて、当社が全額出資するLINICAL USA, INC. をアメリカ合衆国に新たに設立いたしました。これは、海外における医薬品開発業務の受託を行うための足がかりとして、当社グループの更なる発展を企図したものであります。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 商号 LINICAL USA, INC. (2) 設立日 平成20年7月15日 (3) 本店所在地 米国カリフォルニア州 (4) 代表者名 辻本 桂吾 (5) 資本金 300千USドル (6) 発行株式数 600株 <u>(7) 株主</u> 株式会社リニカル (100%出資) (8) 事業の内容 CRO事業</p>

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

注記事項

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(子会社の設立)</p> <p>平成20年4月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月15日付にて、当社が全額出資するLINICAL USA, INC. をアメリカ合衆国に新たに設立いたしました。これは、海外における医薬品開発業務の受託を行うための足がかりとして、当社グループの更なる発展を企図したものであります。</p> <p>新設会社の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 商号 LINICAL USA, INC. (2) 設立日 平成20年7月15日 (3) 本店所在地 米国カリフォルニア州 (4) 代表者名 辻本 桂吾 (5) 資本金 300千USドル (6) 発行株式数 600株 <u>(7) 株主</u> 株式会社リニカル (100%出資) (8) 事業の内容 CRO事業</p>

(3) 【その他】

四半期財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(子会社の設立) 平成20年4月21日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月15日付にて、当社が全額出資するLINICAL USA, INC. をアメリカ合衆国に新たに設立いたしました。これは、海外における医薬品開発業務の受託を行うための足がかりとして、当社グループの更なる発展を企図したものであります。 新設会社の概要は次のとおりであります。 (1) 商号 LINICAL USA, INC. (2) 設立日 平成20年7月15日 (3) 本店所在地 米国カリフォルニア州 (4) 代表者名 辻本 桂吾 (5) 資本金 300千USドル (6) 発行株式数 600株 (7) 株主 株式会社リニカル (100%出資) (8) 事業の内容 CRO事業

第6【提出会社の株式事務の概要】

< 欄内の記載の訂正 >

「株式の名義書換え」の「取扱場所」の欄：「東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社証券代行部」を「東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部」に訂正

「株式の名義書換え」の「取次所」の欄：「みずほ信託銀行株式会社 全国各支店」を「みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店」に訂正

「株式の名義書換え」の「新券交付手数料」の欄：「無料」を「1枚につき印紙税相当額の手数料及びこれに係る消費税相当額」に訂正

「単元未満株式の買取り」の「取扱場所」の欄：「東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社証券代行部」を「東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部」に訂正

「単元未満株式の買取り」の「取次所」の欄：「みずほ信託銀行株式会社 全国各支店」を「みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店」に訂正

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

< 欄内の記載の訂正 >

「氏名又は名称」の欄：「エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社」を「大和SMB Cキャピタル株式会社」に訂正。

< 欄外注記の追加 >

11. エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社は、平成20年10月1日付で大和SMB Cキャピタル株式会社に商号変更しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月6日

株式会社リニカル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 勝基 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リニカルの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社の平成20年3月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月15日にて米国子会社（LINICAL USA, INC.）を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月6日

株式会社リニカル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 勝基 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リニカルの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカルの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月15日にて米国子会社（LINICAL USA, INC.）を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。